平成２５年（フ）第２０１号
静岡県磐田市寺谷197番地１
債務者　伊藤　　正
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
静岡県袋井市高尾町11番地の14
債務者　藤田　順子
１　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
静岡県袋井市高尾町11番地の14
債務者　藤田　幸久
１　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
静岡県浜松市北区引佐町横尾311番地
債務者　鈴木　　操
１　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
静岡県浜松市中区早出町224番地の10　ハイツ川むら101、前住所静岡県浜松市北区引佐町川名14番地の66
債務者　鈴木　佳子
１　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１６０号
大阪市港区弁天４丁目５番21号　マンション藤202号
債務者　元山　康代（旧姓稲井）
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９９号
大阪市西淀川区佃３丁目19番２―1007号
債務者　池田　益美
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５２号
大阪府寝屋川市寝屋新町11番４―304号
債務者　西山　尚美（旧姓金川）
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１号
栃木県下野市医大前１丁目８番地１　ハイツ・ハンドヒル302号室、前住所栃木県下野市絹板772番地２
債務者　松下まり子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１８号
さいたま市北区日進町２丁目1582番地２　ウエルス日進ハウス107号室、旧住所さいたま市西区大字指扇3363番地２　418
破産者　縫村　征勝
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
埼玉県川口市柳崎１丁目18番９号
破産者　高木泰弘こと　朴　　泰弘
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
埼玉県北本市本町５丁目２番地１　プレジール中村202
破産者　三浦　　眞
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
さいたま市緑区東浦和７丁目32番地14　パレマロン102
破産者　市川江梨子
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
埼玉県川口市領家３丁目12番18号　コーポ丸善202号、旧住所埼玉県蕨市塚越２丁目９番９号
破産者　福田　愛子
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目８番21号　山本ハイツ206号
破産者　松田賢哲こと　金　　賢哲
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目８番21号　山本ハイツ206、前住所兵庫県尼崎市築地２丁目２番11号
破産者　松田　美鈴
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目７番７号、申立時の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の６メロディハイム東園田201号
破産者　中本　晃治
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係